霧島市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市広告事業実施要綱(平成19年霧島市告示第70号)第4条の 規定に基づき、霧島市のホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載 の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 市ホームページ 霧島市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及 びリンク先のホームページ内容の範囲は、霧島市広告掲載等基準(平成19年霧島市告示 第213号)の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 40 ピクセル×横 192 ピクセル
形式	JPEG
データ容量	4 K B 以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告の掲載期間)

- 第7条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みが あった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

- 第8条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報きりしま等で行う。
- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添えて 市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第10条 前条の提出があった場合、市長は、霧島市広告掲載等基準により掲載の可否を審査・決定し、ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告数が掲載枠数を超えた場合は、申込みの 掲載期間が長いものから優先して決定する。
- 3 前項の規定による優先決定を行っても、なお掲載可能な広告数が掲載枠数を超えているときは、当該掲載可能な広告の全てに対し広告掲載の決定を行うこととする。この場合において、市長は、広告の掲載を行うときは、市ホームページ上の各ページの更新及びページ間の移動が行われるごとに、これまでに広告掲載の決定を行った全ての広告の中から無作為に選択して掲載することとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第 11 条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

- 第 12 条 広告掲載料は、1 枠につき月額 15,000 円(消費税別)とする。この場合において、市長は、第 10 条第 3 項後段の規定による掲載を行っても、広告掲載料の減額は行わないものとする。
- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告デザイン)

第 13 条 デザイン等広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するもののほか、市長が別途 定める。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が、各種法 令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの告示等に抵触していると判断し たときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催促その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が、各種法令に違反 している、若しくはそのおそれがある、又はこの告示等に抵触するものであるときで、 前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項各号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

- 第 16 条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載期間の延長)

- 第17条 広告掲載期間内に、霧島市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 広告主の責に帰さない理由により、霧島市が広告を掲載できなかったときは、掲載できない日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 18 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困 難な場合には、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料は、市ホームページを閉鎖した日、広告を市ホームページに掲載できなかった日、又は広告の掲載を取り消した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割りした額とする。
- 4 前3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容 等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証す るものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任 及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに霧島市に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この告示に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、霧島市の所在を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この告示に疑義があるとき又はこの告示に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成19年5月24日から施行する。

附則

この告示は、平成23年4月22日から施行する。

附則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この告示は、令和 5 年 1 月 12 日から施行する。